

石川県公報

令和7年1月10日

第13772号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出
(長寿社会課) 1

公告

○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課) 1
○土地改良区の役員就任公告 (同) 2
○公共測量実施公告 (監理課) 2

○石川県告示第437号の2及び第437号の3の公布公告
(道路整備課) 2

監査委員

○定期監査結果公表 3
○財政的援助団体等監査結果公表 5
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 5

告示

石川県告示第5号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年1月10日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1710210913	医療法人社団生生会	えんやま健康クリニック 在宅支援サービスステーションえんやま 七尾市千野町に部10	訪問介護	令和6年10月11日

公告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年1月10日

石川県知事 馳 浩

立岩土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	西原光臣	鳳珠郡能登町字鴨川二24	令和6年3月31日
〃	宮谷内昌弘	鳳珠郡能登町字鴨川ル60	〃
〃	谷内静雄	鳳珠郡能登町字小間生ヤ25	〃
〃	坂尻正典	鳳珠郡能登町字小間生梅73-2	〃
〃	中田勇	鳳珠郡能登町字上長尾タ41	〃
〃	田端文之	鳳珠郡能登町字上長尾ワ14	〃

〃	藤田克邦	輪島市町野町北円山リ2	〃
〃	道下重義	輪島市町野町北円山リ14	〃
監事	井佐光幸	鳳珠郡能登町字鴨川ミ1-5	〃
〃	政重泰二	鳳珠郡能登町字小間生子33-1	〃
〃	奥野和明	鳳珠郡能登町字上長尾ヨ37-2	〃
〃	新谷浩生	輪島市町野町北円山チ部25番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和7年1月10日

石川県知事 馳 浩

立岩土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	中田 勇	鳳珠郡能登町字上長尾タ41	令和6年4月1日
〃	田端文之	鳳珠郡能登町字上長尾ワ14	〃
〃	藤田克邦	輪島市町野町北円山リ2	〃
〃	道下重義	輪島市町野町北円山リ14	〃
〃	千場 潔	鳳珠郡能登町字小間生ラ部3番地1	〃
〃	滝平義弘	鳳珠郡能登町字小間生梅部38番地1	〃
〃	西原光臣	鳳珠郡能登町字鴨川二24	〃
〃	宮谷内昌弘	鳳珠郡能登町字鴨川ル60	〃
監事	桐木重記	鳳珠郡能登町字上長尾ナ部13番地	〃
〃	新谷浩生	輪島市町野町北円山チ部25番地	〃
〃	政重泰二	鳳珠郡能登町字小間生子33-1	〃
〃	井佐光幸	鳳珠郡能登町字鴨川ミ1-5	〃

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年1月10日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (基準点測量座標補正)	令和6年12月24日から 令和7年3月25日まで	羽咋郡志賀町矢田地内

石川県告示第437号の2及び第437号の3の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則（昭和45年石川県規則第38号）第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和7年1月10日

石川県知事 馳 浩

石川県告示第437号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年12月25日から令和7年1月19日まで縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 25 日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	輪島市縄又町大垣内30番地先から 輪島市縄又町柳原32番1地先まで	旧	24.50～43.00	363.2	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	同上及び 輪島市縄又町大垣内30番地先から 輪島市縄又町柳原32番1地先まで	新	同上及び 10.80～23.45	同上及び 363.2	
	輪島市門前町浦上九四68番2地先から 輪島市門前町浦上壱八55番1地先まで	旧	13.20～31.20	712.0	
	輪島市門前町浦上九四68番2地先から 輪島市門前町浦上壱八55番1地先まで	新	19.30～34.60	712.0	

石川県告示第437号の3

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和6年12月25日から令和7年1月15日まで縦覧に供する。

令和6年12月25日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	輪島市縄又町大垣内30番地先から 輪島市縄又町右エ門九郎8番地先まで 輪島市門前町浦上九四68番2地先から 輪島市門前町浦上壱八55番1地先まで	令和6年12月25日	奥能登土木総合事務所 維持管理課

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年1月10日

石川県監査委員 不破 大 仁
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
地域振興課	令和6年8月9日	小松市の市有地に所在する県有財産の建物である「石川県こまつ芸術劇場」について、小松市から土地に係る行政財産使用許可を受けていなかった。 今後、このようなことがないように注意すること。
能登高等学校	令和6年11月19日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢中警察署	令和6年11月20日	収入事務において、風俗営業許可申請の申請手数料を誤徴収したものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。
羽咋高等学校	令和6年11月25日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
羽咋工業高等学校	〃	〃
七尾港湾事務所	〃	〃
石川四高記念文化交流館	令和6年11月28日	財政的援助事務において、補助事業者に対する額の確定通知を行わず補助金を精算交付したものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 契約事務において、4月1日付の契約の締結期間を誤っていたものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。
中能登農林総合事務所	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
輪島警察署	令和6年12月5日	支出事務において、令和3年度会計から支出すべき委員謝金を、令和5年度会計から支出したものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 支出事務において、電気料金の支払時期を遅延したものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
七尾警察署	令和6年12月9日	支出事務において、旅費を誤支給しているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。 支出事務において、他警察署が支出すべき役務費を、七尾警察署が誤って支払ったものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。 支出事務において、委員報酬及び旅費を誤払いしたものがあつた。 今後、このようなことがないように注意すること。
中能登教育事務所	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
珠洲警察署	令和6年12月11日	〃
飯田高等学校	〃	〃
羽松高等学校	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和6年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年1月10日

石川県監査委員 不破大仁
 同 一川政之
 同 村上勝
 同 作田有子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和5年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
学校法人 金沢学院大学	令和6年11月20日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
学校法人 稲置学園	〃	〃
公益財団法人 銭五頭彰会	〃	〃
一般社団法人 石川県鉄工機電協会	〃	〃
一般財団法人 石川県民ふれあい公社	令和6年11月29日	〃
社会福祉法人 石川県社会福祉事業団	〃	〃
一般社団法人 能登スマート・ドライブ・プロジェクト協議会	〃	〃

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年1月10日

石川県監査委員 不破大仁
 同 一川政之
 同 村上勝
 同 作田有子

(別 紙)

令和6年10月21日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
財産管理事務において、物品亡失の手続きに不適切なものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	図書館	物品亡失でん末書の送付を失念しないよう、担当者だけでなく、担当課長も含めて施行の確認を行うこととする。

函 第 342-2 号

令和6年10月21日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
使用料にかかる収入事務において、誤った調定を取り消さず、正しい調定を取り消したものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	図書館	調定票の作成にあたっては、納期限等の記載事項に誤りがないように注意し、調定を取り消す際も、複数回確認の上、処理を行うこととする。

函 第 342-3 号

令和6年10月21日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、現金領収書の取扱に不適切なものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	図書館	現金取扱員は、会計事務の手引きや関連規則を確認の上、習熟に努めるとともに、出納員または現金取扱員が記載内容をチェックした上で現金領収書を発行する。 また、事務処理に不備がないか、出納員が定期的に確認する。

函 第 342-4 号

令和6年10月21日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 知 事 馳 浩

令和6年9月27日付け石監査第311-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地

方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、現金出納簿を財務規則に定める様式で作成していなかった。 今後、このようなことがないように注意すること。	図書館	実務に合わせた様式を使用していたが、今後は財務規則に定める様式を使用し、適正な事務処理に努める。

石 公 委 第 127 号
令和 6 年 11 月 28 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 6 年 10 月 31 日 付 け 石 監 査 第 406-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、旅費を過大に支給し、後日返納させていたものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	小松警察署	旅費をはじめとする会計関係の法令等を改めて確認するほか、複数人によるチェック機能を強化し、再発防止に努めます。

金 税 第 1186 号
令和 6 年 11 月 21 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 馳 浩

令和 6 年 10 月 31 日 付 け 石 監 査 第 406-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、電話料金の支払い時期を遅延しているものがあつた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	金沢県税事務所	今後は定例的な支払いをリストアップし、振替予定日の 5 日前に支出漏れがないか庶務担当者と管理係長でチェックを行い再発防止に努めてまいります。

石 公 委 第 128 号
令和 6 年 11 月 28 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

令和 6 年 10 月 31 日 付 け 石 監 査 第 406-1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、 下 記 の と お り 措 置 し た の で、 地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、健康診断の委託料を二重払いしているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	白山警察署	支出事務について、複数人によるチェック機能を強化し、再発防止に努めます。

こ 健 第 636 号
令和6年11月26日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年10月31日付け石監査第406-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、報償費の過払いがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	こころの健康センター	今後は、庶務担当者と事業担当者との両名が報告書を確認することによって再発防止を図る。

こ 健 第 637 号
令和6年11月26日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和6年10月31日付け石監査第406-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注 意 事 項	機 関 名	監査結果に基づいて講じた措置
診断書交付手数料の収入事務において、領収した現金の指定金融機関への払い込みが遅延しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	こころの健康センター	現金の取扱いの際は、庶務課全体で情報を共有の上、金庫のわかりやすい場所に保管し、担当者は毎日金庫内を確認することで再発防止を図る。